

NEWS RELEASE

SHIMANE 島根銀行

(総合企画グループ)

〒690-0842 松江市東本町二丁目 35 番地

TEL (0852) 24-1234 代表

平成 27 年 5 月 19 日

生命保険商品の取扱開始について

株式会社 島根銀行（頭取 山根 良夫）は、お客さまのライフステージに合った金融資産形成の相談・提案サービス業務の充実を図るため、平成 27 年 5 月 19 日より、新たに生命保険商品の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

記

1. 取扱いを開始する生命保険商品(商品の概要につきましては次ページをご参照下さい)

保険商品名	メディフィットがんバリュー（一時払がん医療終身保険）
引受保険会社	メディケア生命

2. 取扱い開始日

平成 27 年 5 月 19 日（火）

以 上

本件に関するお問い合わせ先
島根銀行 業務企画グループ
担当：竹野下 TEL (0852) 24-1240



商品の概要

商品名	メディフィットがんバリュー（一時払がん医療終身保険）
引受保険会社	メディケア生命
商品の特徴	
<p>メディフィットがんバリューは、一時払終身保険の特徴に、一生涯のがん医療保障が加わった保険商品です。</p> <p>●充実したがんに対する保障を一生涯ご準備いただけます。</p> <p>がんによる入院、がん入院中の手術などを保障します。がんによる入院を支払日数無制限で保障します。</p> <p>* がんには上皮内がんを含みます。</p> <p>●被保険者が死亡された場合の保障を一生涯確保します。</p> <p>保険料は一時払いで、保障は一生涯継続します。</p> <p>●お客さまの大切な資産を着実に守ります。</p> <p>ご契約後一定期間を経過すると、解約返戻金額は一時払保険料相当額に達し、一生涯増え続けます。</p> <p>* ご契約後一定期間中、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ります。</p> <p>●ご要望に応じて、がんを直接の原因とする先進医療を重点的に保障する「一時払がん先進医療終身特約」を付加することができます。</p>	

この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

給付金のお支払理由とお支払金額等

主契約・特約名	給付金・保険金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
一時払がん医療終身保険（主契約）	がん入院給付金	がんにより1日以上入院されたとき	がん入院給付日額×がん責任開始日以後の入院日数 * がん入院給付日額＝主契約の基本保険金額×1/1,000	1回の入院・通算ともに限度なし
	がん入院時手術給付金	傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を、がんによる入院中に受けられたとき	がん入院給付日額×10倍	通算限度なし
	がん骨髄移植給付金	がんにより、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき	がん入院給付日額×10倍	通算限度なし
	がん放射線治療給付金	がんにより、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき	がん入院給付日額×10倍	通算限度なし 60日に1回のお支払限度
	死亡保険金	死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい金額 ・基本保険金額（一時払保険料） ・被保険者死亡時の保険料積立金額	—
一時払がん先進医療終身特約	がん先進医療給付金	がんにより厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかわる技術料相当額（自己負担額）	がん先進医療給付金とがん先進医療一時給付金を通算して2,000万円まで
	がん先進医療一時給付金		5万円	

	死亡保険金	死亡されたとき	次の金額のいずれか大きい金額 ・この特約の基本保険金額(一時払保険料) ・被保険者死亡時のこの特約の保険料積立金額	—
--	-------	---------	---	---

主契約および特約共通の主な留意点

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんに対する各種給付金については、次のすべてを満たす場合にお支払対象となります。
 - ・がん責任開始日(責任開始日からその日を含めて91日目)前にがんと診断確定されたことがないこと。
 - ・がん責任開始日以後の保険期間中に、がんと診断確定され、かつ、所定のお支払理由に該当すること。
- がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、がんに対する各種給付金をお支払いしません。この場合、以後のがんに対する給付の保障はありません。

死亡保険金・解約返戻金について

- 死亡保険金について
 - ・ご契約後一定期間中、死亡保険金額は一時払保険料相当額となり、一定期間経過後、増加していきます。
 - ・死亡保険金額は次の金額のいずれか大きい金額です。
 - 基本保険金額(一時払保険料)
 - 被保険者死亡時の保険料積立金額
- 解約返戻金について
 - ・この商品では、お払い込みいただく保険料が預金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は毎年のがんに対する給付金などのお支払いに、また他の一部は生命保険事業の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。
 - ・ご契約後一定期間中、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ります。
 - ・解約すると保障はなくなります。

保険商品のご検討にあたって

- この保険商品のご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」等をご確認ください。
- この保険商品に関する詳細な情報については、メディケア生命ホームページをご確認ください。
(http://www.medicarelife.com/products/financial/medifit_g)